

掛川市条例第5号

掛川市国民健康保険保険給付等支払準備基金条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市国民健康保険保険給付等支払準備基金条例等の一部を改正する条例

(掛川市国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部改正)

第1条 掛川市国民健康保険保険給付等支払準備基金条例（平成17年掛川市条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p><u>掛川市国民健康保険保険給付等支払準備基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>国民健康保険の療養の給付、療養費及び高額療養費の支給、介護納付金の納付並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第118条第2項の規定に基づく後期高齢者支援金等の納付に要する費用等（以下「保険給付等」という。）の支払金に不足を生じた場合の資金の財源に充てるため、掛川市国民健康保険保険給付等支払準備基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 市は、当該年度及び前2箇年度における<u>保険給付等に要した費用の額（保険給付等について被保険者が負担した一部負担金の額を除く。）の1年度当たりの平均額の100分の5に相当する額に達するまで、前年度の掛川市国民健康保険特別会計決算剰余金の範囲内において、毎年度、掛川市国民健康保険特別会計歳出予算で定める額を基金として積み立てるものとする。</u></p> <p>(管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、金融機関等へ預金し、又は静岡県国民健康保険団体連合会へ貸し付けるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>掛川市国民健康保険事業基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>国民健康保険事業の健全な財政運営に資するため、掛川市国民健康保険事業基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 <u>基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。</u></p> <p>(管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金<u>その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p>

<p>第5条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定により繰替運用した金額は、当該会計年度内にこれを返還しなければならない。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、<u>次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</u></p> <p><u>(1) 医療費の急激な上昇により予算に不足を生じたとき。</u></p> <p><u>(2) 天災事変等により国民健康保険税の収納が著しく低下したとき。</u></p> <p><u>2 前項の規定により基金を処分するときは、掛川市国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上しなければならない。</u></p>	<p>第5条 (略)</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、<u>基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</u></p>
--	---

(掛川市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 掛川市国民健康保険条例（平成17年掛川市条例第113号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(市が行う国民健康保険)</p> <p>第1条 掛川市（以下「市」という。）が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(国民健康保険運営協議会)</p> <p>第2条 <u>国民健康保険運営協議会</u>（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるとおりとする。</p>	<p>(市が行う国民健康保険<u>の事務</u>)</p> <p>第1条 掛川市（以下「市」という。）が行う国民健康保険<u>の事務</u>については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(国民健康保険運営協議会<u>の委員の定数</u>)</p> <p>第2条 <u>国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第3条第5項の規定に基づく掛川市国民健康保険運営協議会</u>（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるとおりとする。</p>

(掛川市国民健康保険税条例の一部改正)

第3条 掛川市国民健康保険税条例（平成17年掛川市条例第114号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(課税額)</p> <p>第3条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、<u>世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額</u>（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、<u>世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p>(1) <u>基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」と</u></p>

- 2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。
- 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

いう。)及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第7条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯被保険者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8項の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過するまでの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第11条及び第27条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第11条及び第27条において同じ。）以外の世帯 1世帯について 20,000円</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第7条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯被保険者（国民健康保険法第6条第8項の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過するまでの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第11条及び第27条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第11条及び第27条において同じ。）以外の世帯 1世帯について 20,000円</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
---	---

(掛川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 掛川市後期高齢者医療に関する条例（平成20年掛川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p>

- (2) 法第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（同項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際市内に住所を有していた被保険者
- (3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市内に住所を有していた被保険者
- (4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際市内に住所を有していた被保険者

附 則

（平成20年度における被扶養者であった被保険者であった被保険者に係る保険料の納期の特例）

2 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とし、第1期及び第2期に係る納期は、設定しない。

- (1) 第3期 平成20年10月15日から同月31日まで
- (2) 第4期 平成20年11月15日から同月30日まで
- (3) 第5期 平成20年12月15日から同月31日まで
- (4) 第6期 平成21年1月15日から同月31日まで
- (5) 第7期 平成21年2月15日から同月28日まで

- (2) 法第55条第1項（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際市内に住所を有していた被保険者
- (3) 法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市内に住所を有していた被保険者
- (4) 法第55条第2項第2号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る法第55条第2項第2号に規定する継続入院等の際市内に住所を有していた被保険者
- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

<p style="text-align: center;"><u>で</u></p> <p>(6) <u>第8期 平成21年3月15日から同月31日まで</u></p> <p style="text-align: center;"><u>で</u></p> <p>3 <u>平成20年度における第4条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「附則第2項」と、「別に」とあるのは「10月1日以後において別に」とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(延滞金の割合の特例)</p> <p><u>4</u> (略)</p>	<p style="text-align: center;">(延滞金の割合の特例)</p> <p><u>2</u> (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の掛川市国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の規定により積み立てられた現金及びその運用により取得した有価証券は、同条の規定による改正後の掛川市国民健康保険事業基金条例の規定により積み立てられた現金及びその運用により取得した有価証券とみなす。
- 3 第3条の規定による改正後の掛川市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 4 第4条の規定による改正後の掛川市後期高齢者医療に関する条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後の資格取得に係る被保険者について適用し、同日前の資格取得に係る被保険者については、なお従前の例による。